

(別添2:会員用パンフレット)

シルバー人材センターを活用する高齢者の皆さまへ

シルバー人材センターのご案内

シルバー人材センターで働く高齢者の皆さまの就業日数などの上限や、請負、委任、派遣、職業紹介といった就業形態別の働き方などをご紹介します。

目 次

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | シルバー人材センターとは？ | 4 |
| 2 | シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数、就業時間 | 5 |
| 3 | シルバー人材センターで働く高齢者の就業形態 | |
| | (1) 請負 | 6 |
| | (2) 委任 | 7 |
| | (3) 派遣 | 8 |
| | (4) 職業紹介 | 9 |
| | (5) 就業形態別の主な相違点 | 10 |
| | (6) 就業形態別の主な業務例 | 11 |
| | (7) 業務別の留意事項 | 12 |
| 4 | 労働関係法令の適用、保険の加入 | |
| | (1) 労働関係法令の適用 | 13 |
| | (2) 保険の加入 | 14 |

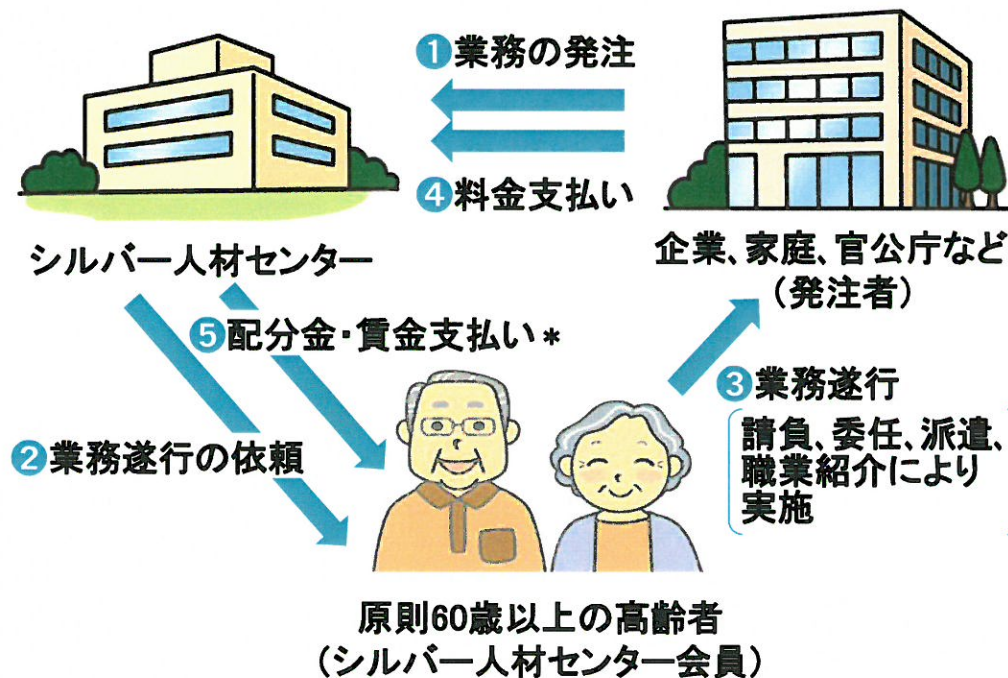
用語の解説

| | |
|------------|--|
| シルバー人材センター | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の指定を受けたシルバー人材センター連合およびシルバー人材センター連合の会員のシルバー人材センターをいいます。本ガイドラインでは、シルバー人材センター連合とシルバー人材センターを区別せずに、シルバー人材センターと称します。 |
| 会員 | シルバー人材センターに入会し、就業機会の提供を受けることを希望する高齢者をいいます。 |
| 発注者 | シルバー人材センターに、業務を発注する企業、家庭、官公庁などをいいます。 |
| 請負 | 当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約して行う行為をいいます。 |
| 委任 | 当事者の一方が事務をすることを相手方に委任し、相手方がこれを承諾して行う行為をいいます。 |
| 派遣 | 自己の雇用する労働者を、その雇用関係のもとに、かつ、他人の指揮命令を受けて、その他人のために労働に従事させることをいいます。 |
| 職業紹介 | 求人および求職の申し込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいいます。 |
| 料金 | 発注者が、シルバー人材センターに、請負、委任、派遣の対価として支払う報酬、職業紹介の手数料をいいます。 |
| 配分金 | シルバー人材センターが、会員に、請負、委任の対価として支払う報酬をいいます。 |
| 賃金 | シルバー人材センターが、会員に、派遣の対価として支払う報酬、職業紹介を受け会員を雇用した発注者が労働の対価として支払う報酬をいいます。 |

1 シルバー人材センターとは？

- シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目指しています。
- シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高齢者に働く場として提供しています。
- シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県知事が指定しています。

○ シルバー人材センターの仕組み



* 職業紹介により業務を遂行する場合、賃金は発注者が会員へ支払います。

○ シルバー人材センターの目的

(高齢者の生活の充実)

- **高齢者の生きがいの充実、健康維持**
高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図る
- **高齢者の生活の安定**
高齢者に働く機会を提供し、高齢者の経済的な生活の安定を図る

(地域社会への貢献)

- **地域社会の維持・発展**
高齢者が地域社会の担い手として働くことを通じて、地域社会の維持・発展を図る
- **現役世代の下支え**
育児・介護などの現役世代を支える分野で高齢者が働くことを通じて、現役世代の活躍を推進する
- **企業などの人手不足の解消**
サービス業などの人手不足分野で高齢者が働くことを通じて、企業などの人手不足を解消する